



2007年11月8日 第2008-08号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

衆院厚生労働委員会

労働契約法案・最低賃金法改正法案

民主・与党の共同修正案・政府案を可決

11月7日、衆議院厚生労働委員会で、政府提出の労働契約法案、最低賃金法改正法案、労働基準法改正法案および民主党提出の労働契約法案、最低賃金法改正法案について審議が行われました。午前中は、民主党提出法案について与党が、午後は政府提出法案について野党が質問を行いました。

連合主張項目すべて修正

質疑の後、民主党が労働契約法案と最低賃金法改正法案を撤回し、労働契約法案、最低賃金

法改正法案それぞれについて、自民党・公明党・民主等の共同提案による修正案を提出し、賛成多数で可決しました。

最低賃金法では1項目、労働契約法は7項目が修正され、連合が主張してきた項目はすべて修正されました。修正後の法案は、本日の衆議院本会議で採決される見込です。

なお、労働基準法は与野党の修正協議がまとまらず継続審議となる見込です。

【最低賃金法】

政府案	修正案
<p>第9条3項 労働者の生計費を考慮するにあたっては、生活保護にかかわる施策との整合性に配慮するものとする。</p>	<p>労働者の生計費を考慮するにあたっては、<u>労働者が健康で文化的な最低限の生活を営むことができるよう</u>、生活保護にかかわる施策との整合性に配慮するものとする。</p>

【労働契約法】

政府案	修正案
<p>第1条 この法律は、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で労働契約が合意により成立し又は変更されるという合意の原則及び労働契約と就業規則とに<u>関係等</u>を定めることにより合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行われるようにすることを通じて、労働者の保護をはかりつつ、個別の労働関係の安定に資することを目的とする。</p>	<p>この法律は、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で労働契約が合意により成立し又は変更されるという合意の原則<u>その他労働契約に関する基本的事項</u>を定めることにより合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行われるようにすることを通じて、労働者の保護をはかりつつ、個別の労働関係の安定に資することを目的とする。</p>
<p>第3条</p>	<p>(追加) ・労働契約は労働者及び使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結し変更すべきものとする。 ・労働契約は労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し変更すべきものとする</p>
<p>第4条2項 労働者及び使用者は、労働契約の内容について、できる限り書面により確認するものとする。</p>	<p>労働者及び使用者は、労働契約の内容(期間の定めのある労働契約に関する事項を含む)について、できる限り書面により確認するものとする。</p>

【労働契約法】

政府案	修正案
<p>第 5 条 使用者は、労働契約により、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮をするものとする。</p>	<p>使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮をするものとする。</p>
<p>第 7 条 使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させた場合には、労働契約の内容は就業規則で定める労働条件によるものとする。</p>	<p>労働者及び使用者が労働契約を締結する場合において、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合は、労働契約の内容は就業規則で定める労働条件によるものとする。</p>
<p>第 14 条 2 項 前項の去向とは、使用者が、その使用する労働者との間の労働契約に基づく関係を継続すること、第三者が当該労働者を使用すること及び当該第三者が当該労働者に対して負うこととなる義務の範囲について定める契約を第三者との間で締結し、労働者が当該去向契約に基づき、当該使用者との間の労働契約に基づく関係を継続しつつ、当該第三者との間の労働契約に基づく関係を継続しつつ、当該第三者との間の労働契約に基づく関係の下に当該第三者に使用されて労働に従事することをいう。</p>	<p>この項を削除</p>
<p>第 17 条 使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がないときは、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。</p>	<p>使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。</p>